

科学者コミュニティと知の統合委員会設置要綱

〔平成 18 年 3 月 23 日
日本学術会議第10回幹事会決定〕

（設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、科学者コミュニティと知の統合委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第2 委員会は、知の統合の理念と方法、現代の諸課題において知の統合がどのような形で要請されているか、知の統合を具体的に推進する科学者コミュニティの役割と活動について審議する。

（組織）

第3 委員会は、15名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成19年3月31日まで置かれるものとする。

（庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。